

## 令和5年度 第3回 高知市成年後見制度利用促進審議会 議事録

日時	令和6年1月16日(火) 18:30~19:00	
出席者	協議会委員	西内会長, 廣井副会長, 土居委員, 中川委員, 溝渕委員, 堀委員, 公文委員, 竹岡委員
	基幹型地域 包括支援 センター	関田所長, 北村副所長, 宮川副所長, 田部基幹包括担当係長 谷脇主査補, 平山主事, 浅野主査補
	障がい福祉課	黒岩地域生活支援室長,
	健康増進課	喜多精神難病担当係長, 上甲主任
欠席者	澤田委員, 尾崎委員	
内容	<p>協議事項</p> <p>1 令和5年度高知市権利擁護支援地域連携ネットワーク中核機関運営業務事業計画 中間報告</p> <hr/> <p>(事務局浅野)</p> <p>本日はご多用の中, 審議会にご出席いただきましてありがとうございます。私は, 本日の司会を務めます基幹型地域包括支援センター浅野と申します。議事に入りますまでの進行を務めますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>最初にですが, 本日使用する資料が皆様のお手元に届くのが大変遅くなってしまい, 申し訳ありませんでした。今後, 余裕をもって皆様の元に資料が届くよう努めていきますので, よろしくお願ひします。</p> <p>本日も審議会終了後, 引き続き地域連携ネットワーク協議会を開催いたしますが, 協議会では人材バンクの登録の審査を行います。この協議会では委員の皆様, 中核機関, 基幹包括のみで行いますので, 申し訳ないですが, それ以外の方は退席していただきますので, 予めご了承ください。</p> <p>本審議会は, 情報公開の対象となっておりますので, 議事録を作成する関係上, ご発言の際には, まずお名前をおっしゃっていただきました後にご発言をお願いいたします。本日, 四国銀行尾崎様, 澤田様につきましては, 欠席の連絡をいただいております。また, 本日オブザーバーとして, 高知家庭裁判所の杉本様にご参加いただいております。</p> <p>続きまして, 審議会で使用する資料を確認させていただきます。令和5年度第3回</p>	

高知市成年後見制度利用促進審議会次第と 1 枚もののチラシ,協議会で使用する使用はお手元にございますでしょうか。

それではここからは西内会長に進行をお願いし,議事に入りたいと思います。西内会長よろしくお願ひします。

(西内会長)

本日も司会を務めさせていただきますのでよろしくお願ひします。

それでは次第に沿って進めていきたいと思ひます。本日は中核基幹の中間報告ということで内容を協議いただければと思ひます。

それでは中核機関の中間報告お願ひします。

(中核基幹中村)

高知市成年後見サポートセンターの中村と申します。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。着座にて説明させていただきます。

令和 5 年度高知市擁護支援地域連携ネットワーク中核機関営業事業計画の, 令和 5 年 11 月までの中間報告をさせていただきます。

資料の 3 ページをご覧ください。まず, 事業目的からご説明をいたします。(1) になります。

中核機関は, 権利養護支援を必要とする人が迅速かつ適切に成年後見制度の活用ができるように, 広報啓発に努めるとともに, 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図ることを目的としております。

また, 日常的に本人を見守るチームに対して, 法律, 福祉の専門職団体及び関係機関が必要な助言, 支援を行うとともに, 権利擁護推進に関する課題を協議する場としての協議会の事務局を担っております。

(2) です。事業体制ですが, 専従の正規職員が 2 名, 兼務の正規職員 1 名。兼務の臨時職員 1 名の体制で取組を進めております。

(3) ここからが令和 5 年度の事業計画の 11 月までの中間報告です。表の方をご覧ください。まず, 基本目標を地域住民が自立した生活を営むことができるための権利擁護体制の確立としております。

表左端の業務内容が中核機関の 5 つの役割となります。業務内容の右側に具体的役割, その右側に取組, その右側に指標, そして, 右端の欄に中間報告を記載しております。それではまず, ①広報啓発についてです。

取組 a 広報誌サポートセンターだよりは, すでに発行しまして配布済みとなっております。

取組 b の SNS を活用した情報発信につきましては, 高知市社会福祉協議会の広報委員会の方と連携しましてホームページの更新を行っております。

また、高知市社会福祉協議会ホームページで4回、公式LINEで3回、行政、福祉関係機関ホームページにて、1回情報発信を行っております。

取組cのパンフレット、チラシ、リーフレット、ポスターの配布につきましては、各地域包括支援相談センター、16ヶ所に301部、介護支援専門員ブロック研修会や居宅介護支援事業所等に188部、各種事業や、MSW協会などの職能団体に436部、高知県社会福祉協議会利用センター81部、ふれあいセンター15ヶ所に165部、銀行などの生活圏域に、2288部。合計3459部配布済みとなっております。指標に挙げております生活圏域のスーパーにつきましては、現在検討中ですが、今年度は新たに高知銀行、四国銀行様の協力を得て各店舗にて配布しております。

また四国銀行様につきましては、2月23日に開催予定の成年後見制度の案内を店舗のモニターにて流していただく予定となっております。

4ページ。取組bの出前講座につきましては、7ヶ所実施済みです。取組eの成年後見セミナーは、2月23日に主催で開催予定となっております。

税理士会との共催のセミナーにつきましては、去年9月に開催済みとなっております。

取組fの市民が気軽に相談できる窓口の明確化につきましては、あかるいまちにて2回、新聞を3回活用しまして情報発信を行っております。また、ふれあいセンター15ヶ所にポスターを持参しまして、広報を依頼しております。

続いて②の相談対応に移ります。まず、市民相談対応です。総合相談窓口の体制を整備しておりますが、予約なしでの来所相談への対応が困難な場合がございます。

専門相談会につきましては、弁護士会1回、税理士会1回実施済みです。司法書士会につきましては、2月に実施予定となっております。弁護士会では3件、税理士会では15件の相談が寄せられております。

2次相談対応チームへの助言、協力の取組。a適切な支援への繋がるつなぎにつきましては、様々な機会を通じて実施しており、同行訪問についても、2次相談支援機関として可能な限り実施しております。続いて5ページ。

取組b法的な相談に対応するため、司法専門職アドバイザーの配置につきましては、事例に対する法的な相談をアドバイザー契約を結んでいる弁護士に5件、27回相談しております。

取組c困難事例につきましては協議会で検討を行いましてチームへの助言を実施するについては、実施済みの2回の協議会のうち1回で困難事例の検討を行っております。

専門職向け研修の意思決定支援研修は2月23日の成年後見セミナーと合わせて実施予定です。

税理士セミナーにつきましては先ほど報告したように実施済みです。支援会議の開催については毎月1回の開催です。3月には専門職向け研修として、信託に関する勉強

会をあわせて実施する予定です。続いて③成年後見制度の利用促進です。

まず、成年後見人等受任調整につきましては、随時、受任依頼に適用し対応し、適切な管理に努めており、専門職に 24 件、繋がっております。

また、困難事例については協議会で検討を行っております。

取組 a 第 7 回市民後見人養成講座につきましては、13 名が受講修了し、うち 8 名が実務実習を修了され、4 名の方が市民後見人材バンク登録を希望され、後の登録審査の方に進んでおります。

取組 b の市民後見人が活躍できる体制整備につきましては、市民後見人材バンク登録者フォローアップ研修を税理士会との共催セミナーにて実施済みです。

また、お手元の資料では信託に関する勉強会となっておりますがすみません。正しくは 2 月の成年後見セミナーを利用しまして、合わせて 2 回実施予定となっております。

人材バンク新規登録につきましては、先ほど申しましたように、新たに 4 名が登録審査会に進んでおります。続いて 6 ページをご覧ください。

取組 c の広域的な市民後見人養成への協力では、高知県の社会福祉協議会や県西部の市町村社会福祉協議会と連携して広報しまして、他市町村 1 名、県外在住の方 1 名が市民後見人養成講座を受講されております。

取組 d 法人後見支援員としての市民後見人の活用としましては、市民後見人活動体制の促進のため、委託元であります基幹地域包括支援センターと家庭裁判所の 3 者にて、年 2 回の協議会とか協議の場を設けております。

また、高知市社会福祉協議会として人材バンク登録者の活動の場の確保、市民後見人養成の場として、令和 6 年度以降権利擁護支援員（仮称）の活用を検討しております。

続いて④後見人支援です。取組 a 後見業務に関する相談対応及び必要時の個人面談への同席について、資料では 314 件の初期相談で留まっていますが、正しくは、314 件の初期相談のうち、4 件が後見人支援でした。

取組 b 社会資源などの情報提供については、後見人など関係機関との関係構築を図るために、中立的な観点で対応して、支援者間で情報共有を行っております。

最後に、⑤連携支援についてです。取組 a、委託元の地域包括支援センターとの情報共有を随時実施しまして、協議会の円滑な運営に努めております。今年度は 2 回実施済みで、年度内に 2 回実施予定となっております。

取組 b 今年度実施済みの 2 回の協議会を通して各専門職団体との連携を図ることができました。

取組み c 受任調整については、先ほども申しましたように協議会での困難事例の検討を通して、各専門職団体と連携をしております。また、7 ページをご覧ください。

家庭裁判所、基幹型地域包括支援センター、成年後見制度について連携、情報共有を 2 回実施し、地域連携ネットワーク構築に向けた、専門職団体との協議につきましては、毎月の支援会議や協議会、各セミナー各研修会を通して意見交換会を実施しており

ます。

以上で、高知市権利擁護支援地域連携ネットワーク中核機関運営業務事業計画の令和5年11月までの中間報告を終わります。

(西内会長)

ありがとうございました。丁寧に取り組まれているというのが、よくわかる説明だったかなと思います。先ほど中村さんから、11月までということではありますけども、中間報告では今後の予定も含めてということになっております。

基本的にはこのまま年度末に向けて進めてよいかってところの審議になりますけども今説明を聞いていただいて、少しわかりづらい点とか、ご意見ありましたら、ぜひ皆様からお願いしたいと思います。いかがでしょうか。どこからでも構いません。

はい、溝渕さんお願いします。

(溝渕委員)

介護福祉士会の溝渕です。お願いします。2番の相談内容のところですけども、こちらの方で、右端の中間報告で、予約なし来所相談への対応が困難な場合があるというふうに書かれておりますが、実際にあったということでしょうか。

そして、もしあったのであれば、こういった場合にどういうふうな対応をしたのか教えてください。

(中核機関 中村)

ご質問ありがとうございます。高知市成年後見サポートセンターの中村です。

予約なし来所の対応についてですが、相談員がアウトリーチで外に出かけているときに、相談に来られる方が実際はいらっしゃいます。そのようなときに、事務員も体制の中にいますので、そこで一旦、お話を聞かせていただいて、同時にまた再度連絡をさせていただくであったりとか、来所面談をさせていただく形を取るときもありますし、その他、支援員が事務所にいる場合でも、予約受け付けをしている相談者の方が、やはり優先になりますので、その時には対応をお待ちいただける方には、何時から後でお願いしたいんですがというような形で、日時を指定させていただくようにしております。

(溝渕委員)

丁寧にありがとうございました。

(西内会長)

その辺は何かこういう対応ができるのではないかと相談にきているのか、身近に感じているからということなのか、緊急性があるからなのか。体制を強化していく必要があるということですかね。実感としてはどうですか。

(中核機関中村)

成年後見サポートセンターの中村です。実際には二次相談支援機関として、近くに家庭裁判所とかございますので、そちらに相談に行かれて紹介されたとかっていう場合もありますが、その時に、家庭裁判所の方から、その方が、すぐこられるかどうかっていうのはおそらくわからなかったりすると思いますので、すぐこられるときには行くかもしれませんよと連絡があったり、家庭裁判所だけではなく、市役所の各窓口とか、いろいろなところから紹介されることもありますので、そのようなときには、つなぎの部分でいつ行かれるかわかりませんが、もってという事前連絡をもしただけなら助かるなっていうように思うところもあるんですが、紹介いただくときとかには飛び込みで行かれても、対応ができない場合もあるとお話をしていただけると助かるなと思うところはあります。

ただ相談にこられる方にとって、相談したいっていうのがやはり大事で、自分は今日のこの時間が一番いいということもあろうかと思しますので、できるだけ私ども事務所には1名、相談員が残って対応できるような形はとりたいと思って、こちらではその体制を心がけているというような書き方になっております。実際はなかなか難しいときもありますので、相談員の体制がもう少し、増えたらいいなっていうのは、正直あります。

(西内会長)

ありがとうございます。なかなか予約なしの場合、どこまでどう対応するか、この中核機関としての対応なのかそれ以外のことも含めてっていうところなんかも絞りきれなかったりすると思います。

時間がかかったり、大事な相談だったりすると思いますので、またやっけていながら、少し課題があるのであれば、体制について審議会で見解をいただければと思います。ありがとうございます。他の委員いかがでしょうか。どんなことでも構わないと思います。

廣井さんどうぞ。

(廣井委員)

行政書士会の廣井でございます。5ページ、③成年後見制度利用促進の成年後見の受任調整の部分でございます。いろんな地域包括であるとか、病院の連携室とか、或いは居宅介護事業所等から受任調整依頼が寄せられて、それで、適切な支援者の方へつないだというふうに理解してよろしいでしょうか。

(中核機関中村)

ご質問ありがとうございます。成年後見サポートセンターの中村です。丁寧なつなぎを心がけておりますので、そういうふうにご相談があった場合にはまず状況であったりとか、本人の状態であったりとか、そういうところを丁寧にアウトリーチといたしますか、訪問させていただいて、そこから内部でも協議して、適切なつなぎを心がけるようにしています。ただ、一本釣りといいますか、そういうことはできないので、どの専門職がいいのかを、相談員の中で話し合いをして、その時々ケースに応じたつなぎを、行っています。

(廣井委員)

ありがとうございます。専門職に24件繋がるという結果ですが、もちろんそれ以上に、件数としては寄せられているというふうに理解してよろしいでしょうか。

(中核機関中村)

ありがとうございます。成年後見サポートセンター中村です。

そうですね。相談を受けたけれども繋がらないケースだとか、途中で終わってしまうケースもございますので、実際はその24件以上つなぎをしたいなと思えば支援をさせていただいているケースはございます。

(廣井委員)

ありがとうございました。

(西内会長)

それではほかの委員の方どうでしょうか。特にないでしょうか。

最初に言いましたけど、丁寧に、少ないというところとあれですけど限られた人数の中で、これほど対応するっていうのはなかなか大変なことじゃないかというふうに思っております。

中間報告ということですので、進めてよいかということで、委員の皆様よろしいでしょうか。承認いただければと思っております。よろしいということで、一応、中核機関の中間報告はこれでよろしいと思っておりますけども、それ以外といいますか、今日の議題には入ってないですけども、例えば、高知市の基本計画の中で、年度末に向けてこういうところに取り組んで欲しいとか、或いはこういうところはどうなってるかっていうのがありましたら、せっかくの機会ですので意見出していただけたらと思っておりますが、いかがですか。

広報に関するところであったり、ネットワークに関するところだとか日々なんかこう実感されていることがあれば。職能団体を代表されている方もいらっしゃいます当事者を各代表されてる方もいらっしゃいますけども。

はい、竹岡委員どうぞ。

(竹岡委員)

手をつなぐ育成会の竹岡です。成年後見セミナーというものを実施されているようですが、実際にチラシは配られているのでしょうか。本人に届いているのが疑問で。このようなセミナーをしているので受けてみてはということで個別に配っていただくことでもっとと広がるのではないかと思います。

(西内会長)

ありがとうございます。とても大事なご意見かなと思います。  
後でまたセミナーについて説明いただきますけど、その辺どうですか。  
中核機関の中村さんとして。

(中核機関中村)

成年後見サポーター中村です。生活圏域の方も、これからどんどん広報啓発していかないといけないと思っています。重複にはなりますが、今回銀行さんからのご協力もありまして住民の方が見やすいように、モニターでご案内が流れたりというところを取り組んだりしております。ただちょっとまだ今の時点で今年度スーパーとかより身近なところの対応はできていませんので、そこは今後検討していきたいなと思っています。個別の相談窓口とかにつきましては、それこそ各地域のふれあいセンターであったりとか、地域包括支援センターさんの方にご案内とかのご協力または専門職の方も参加していただきたいという形で、一定部数、配布させていただいております。

当事者の方に届けられないところは検討課題だとは思いますが、そのような形で、一定取組を進めているところです。

(竹岡委員)

ありがとうございます。

(西内会長)

また、竹岡さんからもこういうふうなところに配ったらどうかとか、こういうふうに行くとか当事者に届くんじゃないかっていうのもぜひまた提案いただければと思います。ありがとうございます。他の委員の皆様、よろしいでしょうか。そしたら議題の中核機関の中間報告については以上にしたいと思います。ありがとうございます。

そしたら3番のその他事務連絡をお願いします。



(中核機関中村)

成年後見サポートセンターの中村です。先ほどご質問いただきました第6回成年後見セミナーのチラシについて少しご説明させていただきます。

市民の方のみでなく、専門職の方も対象としまして、成年後見制度の目的や後見人の役割、被後見人の意思決定支援について学びます。

また、市民後見人材バンク登録者のフォローアップ研修の方も兼ねて開催する予定となっております。日時につきましては2月23日金曜日、祝日になりますが、9時半から16時で、場所は総合あんしんセンター3階大会議室となっております。定員につきましては、50名程度で、資料印刷費として受講料を500円いただきます。

申し込みにつきましては、すでに始まっておりますが、1月9日から2月16日金曜日まで電話またはファクスで受け付けておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。ちなみに広域開催を目指してございまして、高知県社会福祉協議会を通じて、県下の市町村であったりとか、市町村社協の方にも広報させていただいてございまして、今現在他市町村からの申し込みもあります。

(西内会長)

はい、ありがとうございます。定員が50名程度ということですが、まだ余裕がありますか。

(中核機関中村)

はい。まだ余裕はあります。どうぞよろしくお願いいたします。

(西内会長)

また、委員の皆様、ご自身、それから専門職の方で関心があるっていう方がありましたら、ぜひ参加を呼びかけていただければと思います。ありがとうございます。

事務連絡は以上です。そうしましたら予定していた議題は以上になりますけれども、それ以外で委員の皆様から、議題がありましたらお願いしたいのですが。よろしいでしょうか。はい。ありがとうございます。

それでは、それ以外はないということで、以上をもちまして、令和5年度の第3回成年後見制度利用促進審議会を終了したいと思います。皆様どうもありがとうございました。

(基幹型地域包括支援センター浅野)

皆様、ご活発なご意見ありがとうございました。それでは以上をもちまして、第3回高知県成年後見制度利用促進審議会を閉会いたします。少し休憩を挟みまして、協議会の方を開催します。前の時計で7時5分から開始をしたいと思いますのでよろしくお

願いたします。以上で終了します。ありがとうございました。 【終了】
--------------------------------------